相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市備後東二丁目一四二〇番地一、最後の住所埼玉県春日部市大字粕壁五九五五番地四　被相続人　亡　中村　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県春日部市中央一丁目四番地六オガワ第三ビル五〇二号室鈴木健太郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市青木五丁目一七番、最後の住所埼玉県川口市中青木二丁目六番二六号ニューアンドビル一〇一号

被相続人　亡　中川　眞吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四―二一〇鈴木ビル四階

相続財産管理人　茂呂　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡鋸南町勝山二三四番地、最後の住所千葉県安房郡鋸南町竜島一九〇番地の一二　被相続人　亡　中山　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

千葉県館山市北条一〇二〇番地一　村松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区南吉田町四丁目四〇番地、最後の住所横浜市旭区川井本町一五四番地六旭ホーム　被相続人　亡　浅野　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

横浜市神奈川区台町一六―一ソレイユ台町七〇二　相続財産管理人　司法書士　合田　真琴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市南栗原四丁目二〇番、最後の住所神奈川県厚木市まつかげ台四三番一九号　被相続人　亡　山口　典巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二　おだわら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町二丁目一八番地、最後の住所神奈川県横須賀市小矢部一丁目二六番一〇―七〇五号

被相続人　亡　城　由美夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

神奈川県横須賀市田戸台二七番地

相続財産管理人　弁護士　川瀬冨士子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県東礪波郡城端町是安八六九番地の三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　笹川　キク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

富山県南砺市城端九六九番地五五

相続財産管理人　司法書士　山下　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市増泉二丁目六番、最後の住所石川県金沢市大桑町中ノ大平一八番地二五（第二万陽苑）　被相続人　亡　苗加　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

石川県金沢市本町二丁目二番一二号　松田司法書士測量事務所

相続財産管理人　司法書士　松田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡小山町一色四三五番地一、最後の住所静岡県駿東郡小山町一色四三五番地の一　被相続人　亡　山口　武臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階東静法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本多　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府西京区大原野小塩町三四八番地、最後の住所京都府八幡市八幡月夜田七番地の一グラン・フェルティくずはサンクコート四二一号　被相続人　亡　中島　勝己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

事務所京都府宇治市広野町西裏五四―一七扇ビル三階　宇治こはな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　国府　拓矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市大町一七〇七番地、最後の住所大阪府枚方市北中振三丁目一三番一二号　被相続人　亡　橋本　佳郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の青果の卸売りに関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は平成二十九年三月三十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は、平成二十九年三月一日に予定しておりますが、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十四日

三重県四日市市河原田町七一二番地

（甲）三重促成株式会社

代表取締役　福村　康仁

三重県四日市市赤堀一丁目四番五号

（乙）株式会社福村屋

代表取締役　溝口　泰司

第38期決算公告

平成29年2月24日

三重県四日市市河原田町712番地

三重促成株式会社

代表取締役　福村　康仁

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	912,701
	固定資産	791,819
	合計	1,704,520
負債及び純資産の部	流動負債	559,849
	固定負債	593,369
	株主資本	551,302
	資本金	27,500
	利益剰余金	523,802
	その他利益剰余金	523,802
	（うち当期純利益）	(64,862)
	合計	1,704,520

第28期決算公告

平成29年2月24日

三重県四日市市赤堀一丁目4番5号

株式会社福村屋

代表取締役　溝口　泰司

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	284,354
	固定資産	935,352
	合計	1,219,706
負債及び純資産の部	流動負債	75,973
	固定負債	1,035,305
	株主資本	108,428
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,428
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	95,928
	（うち当期純利益）	(900)
	合計	1,219,706